

平成24年度第16回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成25年1月8日（火）午後1時30分～午後2時24分	
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室	
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長、環境生活部参事	
審議事項		
1	伊勢市土地開発公社のあり方・方向性について	<都市整備部>
2	定住自立圏構想の推進について	<情報戦略局>

1 伊勢市土地開発公社のあり方・方向性について <都市整備部>

概要

土地価格の継続的な下落傾向や公共事業の削減から、『公有地の拡大の推進に関する法律』に基づく土地開発公社の存続については、全国的に議論され、解散を前提とした経営健全化が進んでいる。

伊勢市土地開発公社理事会においては、『平成29年度での解散の方向性を探っていく。公社保有地の買戻しの要請は、5年間で再取得をお願いしたい』との要請がある。これらのことを受け、伊勢市土地開発公社設立団体である伊勢市の判断が必要であることから、再度、審議を行なった。

主な内容は、以下のとおりである。

(1) 伊勢市土地開発公社のあり方について

- ・平成27年度での解散を目指し、計画的な規模の縮小（買戻し）を図る。
- ・平成26年度末までに解散について最終判断し、平成27年度に解散手続きを行なう。

(2) 土地開発公社保有地の状況について

- ・事業数：7、取得原価計：894,611千円（平成24年11月30日現在）
- ・買戻しの基本は一般会計で対応（土地開発基金の現金化）

(3) 今後の位置づけ、方向性について

- ・各所管課において検討・提案する。

結論

上記内容のとおり進めることと決定した。

資料

付議事項書

2 定住自立圏構想の推進について <情報戦略局>

概要

定住自立圏構想とは、一定の要件を備える中心市と、その近隣の連携市町村とが相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進することを目的とする、総務省が推進する取り組みである。

本市は、平成 22 年度から、三重県が設置する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の地域会議において、定住自立圏構想の調査・研究を行っている。

中心市の要件を備えている本市が、伊勢志摩地域の中心的な役割を担い、中心市として、定住自立圏構想を推進するかどうかについて、審議を行なった。

主な内容は、以下のとおりである。

(1) 定住自立圏構想の制度の概要

①『中心市の要件』

- ・人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていること）
- ・昼夜間人口比率が、1以上であること
- ・三大都市圏の場合、政令指定都市（名古屋市）への通勤通学割合が、0.1以下であること

②『中心市と定住自立圏形成協定を締結する連携市町村の目安』

中心市に対する通勤通学割合が、0.1以上であること等、中心市と近接し、経済・社会・文化又は住民生活において密接な関係を有する市町村

⇒鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、明和町

③『県内の中心市要件を満たす市』

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、亀山市、いなべ市、伊賀市の7市

(2) 圏域形成の事務手続き

①中心市宣言

「中心市」である伊勢市が、圏域全体の生活機能の確保に関して、中心的な役割を担う意思を有することを明らかにするため、下記に規定する事項を記載した「中心市宣言書」を作成し、公表する。

②定住自立圏形成協定の締結

伊勢市と連携市町が各々の市町議会の議決を経て1対1で締結

③定住自立圏共生ビジョンの策定

民間や地域の関係者で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、圏域の将来像、具体的な取組項目を規定

(3) 取り組むメリット

- ・従前からの広域連携が、一層強化できる。

- ・ 広域的な視点に立った新たな施策の展開が期待できる。
- ・ 特別交付税措置（中心市上限：概ね 4,000 万円、連携市町上限：1,000 万円）などの財源措置が期待できる。
- ・ 定住自立圏構想推進のための関係省庁の支援策事業が優先的に採択される。

結論 中心市として、定住自立圏構想を推進することとし、必要な手続を進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・ 特別交付税措置は、いつから開始されるのか？
⇒定住自立圏共生ビジョンを策定し、総務省が認めた後となる。
- ・ 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の地域会議には、明和町は含まれていないが、明和町とは協議を行ったのか？明和町とは隣接しており、また歴史的にも繋がりがあある。
⇒行なっていない。今後、県民センターと調整したい。
- ・ 議決事件とするための条例を制定する際は、定住自立圏構想だけでなく、他の議決事件と定める事案についても検討が必要である。

資料 付議事項書